

## 区域計画

### 1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体は以下のi)～iv)及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

#### i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神15号線(新天町メルヘン広場)、天神1577号線(パサージュ広場)、上川端322・326・327号線(川端商店街)

#### ii) We Love天神協議会

- ・天神18号線(きらめき通り)

#### iii) 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)、博多停車場線(大博通り)、博多駅山王線(筑紫口中央通り)

#### iv) 御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前10号線(承天寺通り)

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促され、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。